

事業者排出量削減計画書（新規）・変更

(あて先) 京都府知事		18			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印）			
京都市左京区静海市原町265		株式会社 川島織物セルコン 取締役社長 青戸 紘 電話 075 - 741			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	繊維製品の製造・販売				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成18年4月～平成20年3月				
基本方針	エネルギー使用の大部分を占める本社・市原事業所は、1999年8月にISO14001の認証を取得しており、「エネルギー使用の合理化」を環境方針の一項目に取り上げ、毎年1%以上の地球温暖化ガス排出量の削減をする。				
推進体制	市原事業所環境責任者をトップにした環境推進委員会にて、毎月温暖化ガスの排出量の実績を報告、管理している。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18～19（上期）	・ボイラ設備・コージェネ設備・空調機器類・染色工程・事務間接部門	H18年1月に受診した省エネセンターによる省エネ診断の結果を受け、その改善対策事項の実施 改善対策の一環としてエネルギー効率の低かったガスコージェネ設備をH18/4月に休止、買電に切り替える。この派生効果としてボイラ効率UPを目指し、併せてCO2換算約100tの削減を計画。		
	19（下期）	同上	上記改善事項で、改善結果が計画を下回る事項についての実施対策の再検討と新規対策案の確立⇒順次実行		
温室効果ガスの排出量等	排出区分		基準年度（実績） （16）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）
	A 事業所等排出区分		2,953 t	284/ t	-3.8 %
	B 輸送車両排出区分		t	t	%
	C その他排出区分		t	t	%
	排出合計		*1 2,953 t	*2 284/ t	-3.8 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分		目標年度（計画） （二酸化炭素換算（t））		
			取組量等		
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量）	t	
	府内産の木材の利用	（利用量） m ³	（削減量）	t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 （排出合計-削減等合計）		*1 2953 t	*2)*3 284/ t	-3.8 %	
特記事項	①弊社は、京都府のエコ京都21、「地球温暖化防止部門」に平成14年12月に認定され、認定後の3年間で、さらに削減を達成したため、平成17年12月に「アドバンス」の認定を受けております。②弊社は、平成18年4月1日に㈱セルコン及び㈱川島織物販売との3社の会社の合併により、㈱川島織物セルコンに社名が変更され、合併後の平成18年度以降は、実績等においてそれら被合併会社の実績（市内の営業拠点等）が加算されることとなります。上記の19年度目標値には合併による増加分は含んでおりません。（但し、増加分は営業車両の燃料が中心であり、総量への影響は小さく留まる）				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。